

## (資料6)

市内巡回バス運行に係る試案（総務委員会）

平成11年3月17日協議

### 1 実施目的

- (1) 交通弱者（高齢者、障害者）及び周辺住民の利便を図る。
- (2) 公共施設の利用向上を図る。
- (3) 広く市民の社会参加の促進に寄与する。

### 2 設定内容

- (1) バスは20人乗り程度のマイクロバスとした。
- (2) 運行経路は4経路（別紙運行経路案）とし、1経路の距離は10km程度、所要時間は約40分とした。
- (3) 経路は都市計画道路にかかわらず生活道路も含め、住民の利便向上に努めた。
- (4) 発着は、市役所または尾張旭駅前広場とした。  
公共施設、名鉄瀬戸線各駅、ショッピングセンター、労災病院、愛知医大等の利便性にも配慮した。
- (5) バス停は、交通弱者（高齢者、障害者）の利便を考慮し、300m～400mの区間設定とする。

### 3 付帯事項

上記事項について、協議の中で経路につき次の意見が出されたのでこれを付記する。

- (1) 霞ヶ丘、北原山、旭前地域の検討
- (2) 瀬戸新居線、旭南線の考慮

### 4 結果

上記の1、2の基本的な考えかたに、3の付帯事項を加え、理事者に試案として提出することで委員会の総意とした。

よって、試案は絶対的なものでなく、また、直ちに巡回バスが運行されるものでないことに留意する。

[\(路線図案へ\)](#)